

事 務 連 絡  
令 和 3 年 2 月 26 日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

現下の状況における、住宅扶助基準を上回る家賃の住居に居住する要保護者に対する  
転居に係る指導の取扱いについて

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の経済への影響が長期化する中で、一時的にでも生活保護を受給することが適切と判断される場合が今後増加すると想定されます。

つきましては、こうした方が円滑に生活保護を受給できるような対応を念頭に、現下の状況における、住宅扶助基準を上回る家賃の住居に居住する要保護者に対する転居に係る助言指導（以下「転居指導」という。）の取扱いについて、下記のとおり考え方を改めて整理し、お示しいたしますので、都道府県におかれては管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。また、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

記

1 本取扱いの対象世帯について

本取扱いの対象世帯は、組織的検討の結果、以下の要件をいずれも満たすと判断されるものとする。

- (1) 住宅扶助基準を超える家賃の住居に従前より居住した状態で保護の申請を行い、かつ、生活保護の受給開始後も当該住居に住み続けることを希望していること
- (2) 稼働能力や就労意欲を有していることが明確であり、かつ、現下の状況が収束した後は、収入が元に戻る可能性が高く、一定期間現在の住居に居住し続けることが当該世帯の自立に資すると判断されること
- (3) 居住中の住居の家賃の住宅扶助基準額に対する超過金額が目安金額を下回る場合（2（1）参照）、又は当該超過金額が目安金額を上回るが、直ちに最低生活の

維持が不能にならないと認められる場合（２（２）参照）であること。なお、この目安金額は、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば1万円程度を上限の目安とすること

## 2 転居指導の留保に係る取扱いについて

### （１）住宅扶助基準額に対する居住中の住居の家賃の超過金額が目安金額を下回る場合について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問7-97（別添1）において、高額家賃者が転居指導に応じない場合の取扱いとして、まず基準の範囲内で住宅扶助の認定を行い、更に限度額を相当に上回る家賃のアパートに入居しており明らかに最低生活の維持に支障がある場合は、生活保護法第27条に基づく指導を行うことも考えられることを示している。

この「明らかに最低生活の維持に支障がある場合」について、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号社会・援護局保護課長通知）の6の（２）（別添2）の考え方に準じ、居住中の住居の家賃の住宅扶助基準額に対する超過金額が目安金額を下回る場合については、転居指導を留保できることとする。

### （２）住宅扶助基準額に対する居住中の住居の家賃の超過金額が目安金額を上回る場合について

住宅扶助基準額に対する居住中の住居の家賃の超過金額が目安金額を上回る場合については、当該世帯が直ちに最低生活の維持が不能にならないと認められることを確認した上で、転居指導を留保できることとする。

具体的には、本人に当面の生活の目途を聴取した上で、ケース診断会議を開催し、直ちに最低生活の維持が不能にならないと認められる場合に該当することについて、組織的に検討を行うこと。この「直ちに最低生活の維持が不能にならないと認められる場合」は、以下のアからウまでの例に該当する場合等の加算や収入認定の控除の相当分を住宅扶助基準額に対する居住中の住居の家賃の超過金額にあてられる場合をいうこと。

ア 当該被保護者が求職中であり、かつ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の2の（9）（別添3）に定める就労活動促進費の支給要件に該当する者である場合

なお、現に就労活動促進費が支給されているか否かではなく、支給要件に該当するような活動を行っているかを判断の目安とするが、実家賃に鑑み、就労活動促進費が支給されても明らかに最低生活の維持が不能である場合は、転居指導を行うべきであること

イ 当該被保護者に就労収入があり、基礎控除分を生計維持に充てることが可能な場合

ウ 当該被保護者が自営業者であり、金融機関における融資の審査結果等を客観的に判断し、現下の状況が収束した後に自営収入が元に戻る見込みがある場合

また、組織的な検討の結果、最低生活の維持が不能で、生存権が保障されないと判断される場合は、転居指導を行う必要があること。

### 3 本取扱いにおける留意点

- (1) 転居指導を留保している場合も住宅扶助は基準の範囲内での支給となることから、生活保護開始後、住宅扶助基準内の家賃の住居への転居を希望する場合は、通常通り転居指導を行い、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7の問30（別添4）に基づき、敷金等の支給の対象とすること。
- (2) 転居指導はあくまで留保しているものであるため、特に上記2の（2）により取り扱っている場合は、概ね毎月、状況を確認し、稼働能力が無くなった、求職活動をしていない、離職して就労収入が途絶えた、自営収入が戻る見込みがなくなったなど状況に変化がある場合は、改めてケース診断会議を開催して組織的な検討を行うこと。

以上

- 「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)

問 7-97

単身者が転居指導に応じない場合の取扱い

(問) 単身者が告别表第 3 の 2 の限度額より高いアパートに入居しており、しかも地域の単身者のアパート等と比較しても著しく均衡を欠いていることから転居指導を行ったがこれに応じない場合、どのように取り扱ったらよいか。

(答) 設問のような場合は、告别表第 3 の 2 の限度額の範囲内で住宅扶助の認定を行うこととなるが、更に限度額を相当に上回る家賃のアパートに入居しており明らかに最低生活の維持に支障があると認められる場合は、法第 27 条に基づく指導として転居を指導することも考えられる。

なお、2人以上世帯についても当該地域の他の同様な世帯との均衡を著しく失している場合は、同様の指導を行うべきである。

○ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号社会・援護局保護課長通知)

6 (2) 「生活の維持に支障がない」 場合について

被保護者に対して支給された保護金品については、一般的に世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられていることから、支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。

具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば 5000 円程度、複数世帯であれば 1 万円程度を上限の目安とし、生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)別表第 1 第 1 章及び第 2 章に定める加算(障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く。)の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額(必要経費を除く。)相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとする。(複数の徴収金について保護金品と調整する場合は、徴収金の総額に対して、上記の目安を適用すること。)

- 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）

第 7 の 2 の (9) 就労活動促進費

ア 次の (ア) 及び (イ) のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

(ア) 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

(イ) 次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成 25 年 5 月 16 日社援発 0516 第 18 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）に基づき、以下の b から d に定める求職活動を行っていること。なお、b から d に定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動が b から d の要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

b 原則、月 1 回以上求職先の面接を受けている又は月 3 回以上求職先に応募していること（地域の求人状況等のやむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

c 原則、月 1 回以上保護の実施機関の面接を受けること（保護の実施機関との面接予定日に求職先の面接を受けることとなった場合など、求職活動上やむを得ない理由で保護の実施機関の面接を受けることができない場合はこの限りでない。）。

d 確認書に基づく求職活動として、\_から\_までを組み合わせる原則週 1 回以上の活動を月 6 回以上行っていること（求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

(a) 公共職業安定所における求職活動公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、1 日に複数回行った場合でも 1 回として算定すること。

- ・ 公共職業安定所での職業相談及び職業紹介（紹介状が発行されているにもかかわらず、正当な理由なく書類を提出しなかった場合や面接を受けなかった場合は、求職活動は行わなかったものとして取り扱う。）
- ・ 求職活動に必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。（同内容のセミナーは 1 回に限り対象とする。）

(b) 「平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加（本支援の中で (a) の活動を行った場合には当該活動は重複算定しない。）

(c) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成 25 年 3 月 29 日雇

児発 0329 第 30 号、社援発 0329 第 77 号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

○ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）

第 7 の問 30 局長通知第 7 の 4 の（1）の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

- 1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
- 2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合
- 3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合
- 4 退職等により社宅等から転居する場合
- 5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）
- 6 宿所提供施設、無料低額宿泊所等の利用者が居宅生活に移行する場合
- 7 現に居住する住宅等において、賃貸人又は当該住宅を管理する者等から、居室の提供以外のサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求などの不当な行為が行われていると認められるため、他の賃貸住宅等に転居する場合
- 8 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合
- 9 火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえない状態になったと認められる場合
- 10 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合
- 11 居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえないと認められる場合
- 12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合
- 13 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合
- 14 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合
- 15 離婚（事実婚の解消を含む。）により新たに住居を必要とする場合
- 16 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合

または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合

- 17 被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設（グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。）に入居する場合であって、やむを得ない場合
- 18 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合